

令和6年1月12日
国 税 庁

石川県及び富山県に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書等の発送見合わせについて

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、石川県及び富山県（以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、国税通則法第11条の規定に基づき、令和6年1月1日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告分及び課税期間の特例適用分の申告書の発送を見合わせさせていただきます。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。